

元消安第2910号
元食産第2753号
元生畜第921号
令和元年10月15日

一般社団法人日本ショッピングセンター協会 会長 殿

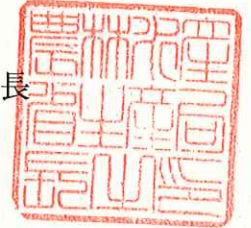
農林水産省消費・安全局長



食料産業局長



生産局長



豚コレラに関する正しい知識の普及等について

豚コレラに関する正しい知識の普及等については、平成30年9月10日付け及び平成31年2月7日付けの通知でお願いしているところです。

今般、豚コレラへの新たな対策として、豚コレラワクチンを接種することになります。当該ワクチンは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。旧「薬事法」）に基づいて承認を受け、我が国において長年の使用実績のある安全な動物用医薬品です。豚コレラワクチンの使用に当たり、ワクチンに関して正確にご理解いただくために、豚コレラに関するQ&Aを作成いたしましたので、別添のとおりお知らせいたします。

今後とも、豚コレラに関する情報を随時、農林水産省のホームページに掲載するとともに、消費者、流通業者及び製造業者の皆様に向けて、豚肉の安全性を含め正確な情報の提供に努めることとしております。

つきましては、貴会におかれましても、当該県産の豚肉の取扱いについて、「ワクチンを接種した豚肉は扱っていません」「〇〇県産の豚肉は扱っていません」といった不適切な告知や、ワクチンを接種したことのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、豚コレラ及び豚コレラワクチンに関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

豚コレラに関する Q&A

豚コレラは、豚やイノシシの病気であって、人に感染することはない、また、感染した豚の肉が市場に出回ることもありません。

仮に豚コレラに感染した豚の肉や内臓を食べても、人体に影響はありません。

Q 今回使用する豚コレラワクチンを接種した豚の肉を食べた場合、人の健康に影響はありますか。

A 今回使用する豚コレラワクチンを接種した豚の肉を食べても、人の健康に影響はありません。詳しくは以下をご覧ください。

Q1 豚コレラとは、どのような病気ですか。

A1 豚コレラ(Classical swine fever)は、豚コレラウイルスの感染による豚とイノシシの病気です。強い伝染力と高い致死率が特徴で、家畜伝染病予防法において家畜伝染病に指定されています。このため、発生した農場では、飼養豚等を対象に防疫措置を行うこととしています。

Q2 豚コレラとアフリカ豚コレラは、同じ病気ですか。

A2 症状は似ていますが、原因となるウイルスが異なる違う病気です。豚コレラの原因ウイルスは、フラビウイルス科ペスチウイルス属に分類されますが、アフリカ豚コレラ(African swine fever)の原因ウイルスは、アスファウイルス科アスフィウイルス属に分類されています。なお、アフリカ豚コレラウイルスも、人には感染しません。

Q3 これまでに、豚コレラの発生はありましたか。

A3 明治20年(1887年)、我が国で初めて豚コレラの発生が確認されました。昭和44年(1969年)に生ワクチンが開発され、発生が激減し、平成4年(1992年)を最後に発生は確認されていませんでした。

Q4 豚コレラウイルスは、人に感染しますか。

A4 豚コレラは豚とイノシシの病気です。人には感染しません。

Q5 豚コレラにかかった豚の肉は、市場に流通しますか。

A5 豚は、と畜場法に基づき、全頭、都道府県等のと畜検査員（獣医師）が異常や疾病がないか検査し、合格したものだけが市場に流通することになっています。と畜場で豚コレラであると確認された肉や内臓等については、検査不合格となり、市場に流通することはありません。

Q6 平成30年（2018年）9月の発生以降、どのような対策を行ってきましたか。

A6 豚コレラの対策については、平成30年9月の発生以降、衛生管理の徹底、早期出荷促進対策、防護柵の設置支援、捕獲強化や経口ワクチンの散布などの野生イノシシ対策等を実施してきました。

Q7 今回、豚コレラワクチンを接種するのはどうしてですか。

A7 豚コレラの防疫措置は、早期発見と感染した豚の処分を原則としています。豚コレラワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができますが、無計画かつ無秩序なワクチン使用は、感染した豚の存在を分かりにくくします。このため、予防的なワクチンの接種を原則行いません。

今般、野生イノシシにおいて、豚コレラの感染が拡大しており、衛生管理の向上等を図っても豚への感染防止が難しい場合に、豚への感染リスクが高い地域において、豚を対象にワクチンを接種し、豚コレラの発生を予防することにしました。

Q8 今回使用する豚コレラワクチンとはどのようなものですか。

A8 今回使用する豚コレラワクチン（以下、「豚コレラワクチン」）は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。旧「薬事法」）に基づき、農林水産大臣が承認し、国が備蓄しているものです。有効性及び安全性は担保されています。

Q9 豚コレラワクチンは、日本で使用したことがありますか。

A9 昭和44年（1969年）から平成18年（2006年）まで、37年間にわたって、国内でほとんどの豚に使用していました。

Q10 この間、豚コレラワクチンを接種した豚の肉を食べて、人の健康に影響を及ぼした事例はありますか。

A10 上記の法律に基づき、承認された医薬品は販売後に実際に使用した際の安全性等の情報を収集していますが、豚コレラワクチンを接種した豚の肉を食べて、人の健康に影響があったという報告はありません。

Q11 豚コレラワクチンには、どのような成分が含まれていますか。

A11 豚に豚コレラを引き起こさせないよう病原性を弱くした豚コレラウイルスと添加剤が含まれています。

Q12 豚コレラワクチンに含まれる添加剤が人の健康に影響を及ぼすことはありませんか。

A12 豚コレラワクチンに含まれている添加剤は、①食品又は食品から通常摂取されている成分（塩化ナトリウム、精製水、乳糖）及び②食品衛生法に基づく食品添加物として使用されている成分（ポリビニルピロリドン、リン酸水素二ナトリウム、リン酸二水素ナトリウム）ですので、ワクチンに含まれている添加物の量であれば、人の健康に影響はありません。

Q13 豚コレラワクチンの成分は豚肉に残留しているのですか。

A13 豚コレラワクチンを接種した健康な豚は、体内で豚コレラに対する免疫を獲得します。人の予防接種のように免疫を獲得すると、ワクチンに含まれている豚コレラウイルスは体内から消失します。このため、ワクチンに含まれている豚コレラウイルスが豚肉に残留することはないと考えられます。なお、ワクチンの成分（Q11及び12参照）が万一残留したとしても、人の健康に影響はありません。